

内閣参甲第九六号

昭和二十三年五月七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出中古衣類差益金税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五月七日

參議院議員小川友三君提出中古衣類差益金税に關する質問に對する答弁書

販賣業者は公定價格の改訂があれば、物價統制令に基く價格差益処理規則によつて、その手持物品について新旧販賣價格の差額の五分の四を價格差益として、國庫に納入することになつてゐる。但し、取引價格が公定價格を下廻つてあり、その取引價格が一般的であると認められるときは、その實際取引價格と旧公定價格の差額をもつて差益を計算する取扱になつてゐる。

従つて、中古衣類についても、公定價格の改訂があれば、当然その販賣業者は、右の規準により算出した價格差益を、國庫に納付しなければならない。中古衣類の實際の取引價格は、物によつて一率には言えないが、むしろなお公定價格を上廻つてゐるのが実情のようであつて、公定價格を下廻るような場合は少いと考えられるから、その公定價格に基いて差益の算定をすることは、他の物品との均衡上からしても、又國家財政の見地よりしても妥当であると考えられる。

なお、中古衣類の差益の徴收については、物價廳の地方機關である各地方物價事務局が夫、現地の実情

を十分調査した上その額を決定している。